

【周知依頼】再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令第1条第2号ロの規定に基づき感染症の予防のために必要なものとして厚生労働大臣が定める核酸等に関する告示について

日本医学会分科会 御中

平素より本会の事業にご協力賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和7年6月11日付にて

厚生労働省医政局研究開発政策課より周知依頼がございました。

貴学会の会員各位へ周知のほどよろしくお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

厚生労働省 医政局 研究開発政策課

再生医療等研究推進室

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館19階

TEL : 03-5253-1111 (内線 2587)

TEL : 03-3595-2430 (課直通)